

平成二十三年内閣府・財務省・農林水産省令第二号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構  
法第八章に規定する農水産業協同組合貯金  
保険機構の業務の特例等に関する命令

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法  
(平成二十三年法律第百十三号)第五十五条の規  
定により適用する農水産業協同組合貯金保険法  
(昭和四十八年法律第五十三号)第三十六条第二  
項及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機  
構法第五十五条の規定により読み替えて適用する農  
水産業協同組合貯金保険法第四十四条の規定に基  
づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機  
構法第八章に規定する農水産業協同組合貯金保  
険機構の業務の特例等に関する命令を次のように定  
める。

(業務の特例に係る業務方法書の記載事項)

**第一条** 農水産業協同組合貯金保険機構(以下  
「機構」という。)が株式会社東日本大震災事  
業者再生支援機構法(以下「法」という。)第五  
十四条第一項各号に掲げる業務を行う場合に  
は、農水産業協同組合貯金保険法第三十六条第  
二項の主務省令で定める事項は、農水産業協  
同組合貯金保険法施行規則(昭和四十八年大蔵  
省・農林省令第一号)第一条の二各号に掲げる  
事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 法第五十四条第一項第一号の規定による株  
式会社東日本大震災事業者再生支援機構への  
出資に関する事項

二 その他法第五十四条第一項各号に掲げる業  
務の方法に関する事項

(区分経理)

**第二条** 機構は、東日本大震災事業者再生支援勘  
定(法第五十四条第二項の規定により読み替  
えて適用する法第四十八条に規定する東日本大震  
災事業者再生支援勘定をいう。以下同じ。)に  
おいて整理すべき事項がその他の勘定において  
整理すべき事項と共通の事項であるため、東日  
本大震災事業者再生支援勘定に係る部分を区分  
して整理することが困難なときは、当該事項に  
ついては、機構が農林水産大臣、財務大臣及び  
金融庁長官の承認を受けて定める基準に従つ  
て、事業年度の期間中一括して整理し、当該事  
業年度の末日(東日本大震災事業者再生支援勘  
定の廃止の日)現在において各勘定に配分するこ  
とにより整理することができる。

2 機構が法第五十四条第一項各号に掲げる業務  
を行う場合には、農水産業協同組合貯金保険法  
施行規則第三条中「及び危機対応勘定(法第百  
五条第一項に規定する危機対応勘定をいう。以  
下同じ。）」とあるのは、「危機対応勘定(法第  
百五条第一項に規定する危機対応勘定をいう。  
以下同じ。）」及び東日本大震災事業者再生支援  
勘定(株式会社東日本大震災事業者再生支援機  
構法(平成二十三年法律第百十三号)第五十四  
条第二項の規定により読み替えて適用する同法  
第四十八条に規定する東日本大震災事業者再生  
支援勘定をいう。以下同じ。）」と、同令第六  
条中「及び危機対応勘定」とあるのは、「危機対  
応勘定及び東日本大震災事業者再生支援勘定」  
とする。

(利益及び損失の処理)

**第三条** 機構は、東日本大震災事業者再生支援勘  
定において、毎事業年度の損益計算上利益を生  
じたときは、前事業年度から繰り越した損失を  
理め、なお残余があるときは、その残余の額  
は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、東日本大震災事業者再生支援勘定に  
おいて、毎事業年度の損益計算上損失を生じた  
ときは、前項の規定による積立金を減額して整  
理し、なお不足があるときは、その不足額は、  
繰越欠損金として整理しなければならない。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。